

監 第 3 0 号
平成 20 年 7 月 11 日

請求人 様

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求について（通知）

平成 20 年 6 月 5 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく京都市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求に係る請求書及び事実証明書の記載によると、本件請求は、京都市地域改善対策奨学金貸与規則（以下「規則」という。）及び京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱（以下「要綱」という。）の規定により貸与された奨学金及び就学奨励金（以下「奨学金等」という。）の返還金のうち、平成 19 年度の自立促進援助金が充てられる予定であったもの（以下「平成 19 年度返還金」という。）の回収を市が怠っていることをもって、財産（債権）の管理を怠る事実とするものである。
- 2 ところで、規則第 11 条第 1 項及び要綱第 11 条第 1 項の規定によれば、奨学金等の返還が始まる月は、当該各規定に定める事由（以下「返還事由」という。）が生じた日によって異なることとなり、年賦による返還の場合、各回の返還期間は、返還開始月から 1 年間となることから、平成 19 年度返還金に係る個々の債権の履行期限は、必ずしも平成 19 年度末までに到来するものではなく、上記の返還開始月によってそれぞれ異なることとなる。この点について、請求人は、平成 19 年度の自立促進援助金が同年度の予算から支出されず、平成 20 年度予算にも計上されていないとの事実並びに規則及び要綱中の返還及び延滞利子に関する規定の存在を主張するだけで、平成 19 年度返還金に係る債権のうちどの債権の管理を怠る事実があるのか、具体的な事実を主張せず、事実を証する書面も提出していない。

3 そこで、請求人に対し、請求の対象とする怠る事実に係る財産（債権）を特定のうえ、その管理を怠る事実を証する書面を提出するよう補正を求めたところ、請求人からは、次の内容の補正が提出された。

- (1) 11月末までに返還事由が生じた者に係る債権は、平成20年5月末までに履行期が到来しており、これについては、請求の懈怠が怠る事実となることが確定している。
- (2) それ以後に返還事由が生じた者に係る債権も、自己の負担で返還してもらうためには、所在の確認や告知説明の事務処理に時間が必要であり、現在何の対応もしていないとすれば、請求行為を放置している。

4

- (1) 財産の管理を怠る事実に係る住民監査請求を行う場合においては、普通地方公共団体において当該財産を保有していることが前提となるから、特定の債権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求を行う場合は、請求人において、普通地方公共団体が現に当該債権を有している事実を摘示し、その事実を証する書面を提出する必要がある。

請求人は、上記3(1)で、平成19年度返還金に係る債権のうち平成20年5月末日までに履行期が到来しているものについては、その管理を怠る事実がある旨を主張するが、そもそも、平成19年度返還金に係る債権のうちそのような条件に合致する債権（9月から11月までの間に返還事由が生じた者に係る債権であると考えられる。）が存在することについては、理論上そのような場合があり得ることを主張しているに過ぎず、そのような事実の摘示及び事実証明書の提出はされていない。

- (2) また、請求人が上記3(2)で主張する、平成19年度返還金に係る債権のうち平成20年6月以後に履行期が到来するべきものについては、請求人は、債務者の所在の確認等の事務処理が必要であろうことを主張したうえで当該事務のために時日を要する旨を指摘し、「現在何の対応もしていないとすれば」債権の管理を怠る事実がある旨を主張するが、全体として、履行期が到来していない債権の管理について推測及び仮定に基づく主張を行うのみで（事実として摘示しているのは、平成19年度返還金に係る自立促進援助金の支出及び予算措置がされていないとの事実のみである。）、現に債権の管理を怠る事実があることについて、具体的な事実の摘示及び事実証明書の提出はされていない。

5 以上からすれば、本件請求は、請求の対象とする債権の存在又は現に債権の管理を怠る事実があることについて、具体的な事実を摘示せず、事実証明書の提出もされていないものであるから、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。